

いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみを自家処理するため、家庭用生ごみ処理機又は生ごみ自家処理容器（以下「処理機等」という。）を購入し、設置する者に対して予算の範囲内において、処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、処理機等とは、次に掲げる機器及び容器で市長が認めたものをいう。

2 「家庭用生ごみ処理機」とは、機械的な動作を用いて、生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する機器をいう。

3 「生ごみ自家処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより、当該生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する容器で、次に掲げる容器をいう。

(1) コンポスト容器

(2) 密閉型容器

4 補助の交付対象となる処理機等は新品（過去に購入され、又は使用されていない機器）とする。

(補助の対象)

第2条 補助を受けることができる者は、処理機等を購入した者（事業者を除く。）のうち、次の各号の要件を備えている者（以下「購入者」という。）とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できる者

(3) 減量化及び堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができる者

(4) 市税を滞納していない者

(補助の額等)

第3条 補助の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

(1) 家庭用生ごみ処理機 生ごみ処理機器の購入費の2分の1以内（その額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円。）の額とする。

(2) 生ごみ自家処理容器 生ごみ処理容器の購入費の2分の1以内（その額が3,000円を超えるときは3,000円。）の額とする。

2 補助対象基数は、前項各号に掲げる処理機等の区分ごとに1世帯（同一世帯は1世帯とする。）当たり1基とする。ただし、密閉型容器（購入費が3,000円を超えないものに限る。）については、1世帯当たり1組（2基）以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）第4条第1項の市長の定める期日は、購入した日から起算して6カ月を経過した日とする。

2 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類（第1条の2第3項の生ごみ自家処理容器の購入者にあつては、第1号から第5号までに掲げる書類）とする。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 製品規格の詳細が確認できる書類の写し
- (3) 購入した処理機等が確認できる写真
- (4) 口座振替依頼書
- (5) 振込先の通帳の写し
- (6) 市税完納証明請求書（第1号様式）

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第5条 規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書きの規定により提出を省略するものとする。

（補助事業等実績報告書の省略）

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

（補助金の返還命令）

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（再度の補助金交付申請）

第8条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者又は交付を受けたもの同一世帯に属する者は、当該補助金の交付を受けた日から、5年を経過した後でなければ、再びこの要綱に基づく補助金の交付申請をすることができない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から実施し、第7条及び第8条の規定については、平成10年5月25日から適用する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前のいわき市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定によりなされた申請については、改正後のいわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

ただし、今回の改正による第2条に該当する処理機等については、令和6年4月1日以降に購入した処理機等とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。